

消費税率10%への引き上げと軽減税率8%

[1] 標準税率10%と軽減税率8%

2019年10月1日からの消費税率10%への引き上げにあわせて、一部食品等に軽減税率8%が導入されます。これにより税率は、標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になります。

なお、引き上げ前の消費税率8%と引き上げ後の軽減税率8%は同じ8%でも、消費税率(国税分)地方消費税との内訳が異なります。

区 分	引き上げ前の税率 (旧税率8%)	2019年10月1日から	
		標準税率10%	軽減税率8%
消費税率(国税分)	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7%	2.2%	1.76%
	消費税額の63分の17	消費税額の78分の22	
合 計	8.0%	10.0%	8.0%

[2] 軽減税率8%へ対応するためには、早めの準備が必要です

次の項目のうち、該当する□に✔マークを入れてください。「はい」の欄にひとつでも✔がある場合は、軽減税率8%への対応が必要な事業者です。

早めに準備をおこなってください。

項 目	はい	いいえ
軽減税率8%対象品目(飲食料品、新聞)の売上げ、経費がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
取引相手に領収書、請求書、納品書などを発行している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
複数税率(10%・8%)の区分経理(記帳)の方法がわからない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
値札や棚札によって商品等の価格を表示している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
複数税率(10%・8%)に対応していない「会計ソフト」を使っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
複数税率(10%・8%)に対応していない「レジ」を使っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

まずは消費税の講習会に参加しましょう!!